

本部広報2015-018

2015年7月21日

あなたの声をお聞かせください。自動車税制に関するアンケートを実施します。

JAF(一般社団法人日本自動車連盟 会長 小栗 七生)は、自動車税制に対するユーザーの意識を把握するために、ホームページで「平成27年度自動車税制に関するアンケート」を実施し、広く意見を募集します。

自動車には下表の通り、取得(購入)、保有、使用(走行)の段階で様々な税が課せられており、その負担は欧米諸国に比べ極めて過重なものとなっています。また、平成26年度与党税制改正大綱によれば、消費税が10%になった時点で自動車取得税が廃止されたとしても、新たに、それぞれの自動車の燃費性能に応じて、自動車税として追加課税されることになっています。

このような自動車に関する税について、みなさまの率直な意見をお寄せください。アンケート結果は、平成28年度の自動車税制改正に関する要望書に反映させるとともに、全国で展開する税制要望活動に繋げてまいります。

■アンケートURL：<https://present.jaf.or.jp/jaf/00zeisei1507/>

実施期間：平成27年7月21日～8月31日

平成27年度の自動車税制

※自家用乗用車の場合(軽自動車税を除く)

段階	税目	国/地方税	税の用途	現行の税率
取得 (購入)	自動車取得税	地方税	道路整備の財源だったが、一般財源化された	3%
	消費税	国税・地方税	一般財源	8%
保有	自動車重量税	国税	道路整備の財源だったが、一般財源化された	ハイブリッドカーなどの次世代自動車および2015年度燃費基準達成車 2,500円/0.5t/年
				車齢18年超の車両 6,300円/0.5t/年
				車齢13年超の車両 5,400円/0.5t/年
				上記以外の車両 4,100円/0.5t/年
自動車税	地方税	一般財源	排気量に応じ課税	
軽自動車税	地方税	一般財源	10,800円/年	
使用 (走行)	ガソリン税 (揮発油税+地方揮発油税)	国税	道路整備の財源だったが、一般財源化された	53.8円/ℓ
	軽油引取税	地方税	道路整備の財源だったが、一般財源化された	32.1円/ℓ
	石油ガス税	国税	道路整備の財源だったが、一般財源化された	17.5円/kg
	消費税	国税・地方税	一般財源	8%

一般財源：用途に限定がなく、国や地方自治体の裁量で自由に使える収入。

(参考) JAFの自動車税制改正に関する要望活動
<http://www.jaf.or.jp/profile/report/youbou/>

このリリースへの問い合わせは以下までお願いします。
一般社団法人 日本自動車連盟 広報部
 Tel : 03(3578)4920 Fax : 03(3578)4912
 E-Mail:koho@jaf.or.jp URL: <http://www.jaf.or.jp/>